

第二條第三項中「(都)については、特別区の存する全地域」を「(都)特別区の存する地域」にあつては、特別区の存する全地域」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、「在勤地」という場合に在勤官署からハキロメートル以内の地域をいうものとする。

第三條第二項第六号中「職員が死亡した場合」を「外國在勤の職員が死亡した場合」に改め、同項に次の一号を加える。

法律第二号の定めるところ

により休暇帰國を許された者が

在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

第六條第一項中「支度料及び」を改め、同條第十項中「赴任」を「赴任に伴う住所又は居所の移転」に改め、同條第十二項中「外國への出張又は赴任」を「本邦から外國への及び外國相互間の出張又は赴任」に改め、同條第十五項中「外國旅行について、」を「外國旅行のうち第四十一条第一項に規定する旅行について、」に、「支給することができる。」を「支給する。」に改め、同條第十三項を同條第十四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第十二項の次に次の二項を加える。

13 旅行雜費は、外國への出張又は赴任に伴う雜費について、実費額により支給する。

第十一條中「日当又は宿泊料について」を「日当又は宿泊料(扶養親族として)」を「日當又は宿泊料(扶養親族として)」を「旅費及び」を「旅費又は」に改め、同條第二号中「範圍内の実費額」を「二

る部分を含む。以下本條において同じ。」についてに改める。

第十六條第一項第一号イを次のよう改める。

イ 内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者について

は、一等の運賃

第十六條に次の二項を加える。

3 前二項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

第十七條第一項第一号イ中「八級」を「十一級」に改め、同号ロ中「七級」を「十級」に改める。

第二十四條を次のように改める。
(着後手当)
第二十四條 着後手当の額は、別表第一の日當定額の五日分及び赴任に伴う住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額によること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合は、その二分の一に相当する額)の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十五條第一項第一号ハ中「この

第一の日當定額の五日分及び赴任に伴う住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額によること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合は、その二分の一に相当する額)の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十六條第一項第一号中「二以上

級」を「二階級」に改め、同号を同條第二号とし、以下一号ずつ繰り下げる、同條に第一号として次のように加える。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び七級以

上の職務にある者について

は、最上級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者に

より日当、宿泊料、食卓料及び

着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これ

を切り捨てるものとする。

第二十七條各号列記以外の部分中「旅費及び」を「旅費又は」に改め、同條第二号中「範圍内の実費額」を「二

分の一に相当する額」に改め、同條第三号中「各号の一」を「第二号又は第三号」に改める。

第二十八條第一項第三号を次のよう改める。

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住する

こと又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合は、その二分の一に相当する額)の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十九條第一項第一号ハ中「この

第一の日當定額の五日分及び赴任に伴う住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額によること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合は、その二分の一に相当する額)の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

る船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等について

はその階級内の最上級の運賃

員のための国設宿舎に居住する

こと又はこれを明け渡すことを行

は、内閣総理大臣等について

はその階級内の上級の運賃

者について十五級以下十一

級以上の職務にある者につい

て定める運賃の級の直近下位

の級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分す

る船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等について

はその階級内の上級の運賃

者について十五級以下十一

級以上の職務にある者につい

て定める運賃の級の直近下位

の級の運賃

ハ 最上級の運賃を二に区分す

る船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等について

はその階級内の上級の運賃

者について十五級以下十一

級以上の職務にある者につい

て定める運賃の級の直近下位

の級の運賃

イ 内閣総理大臣等及び七級以

上の職務にある者について

は、最上級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者に

より日当、宿泊料、食卓料及び

着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第三十九條第二項中「外國に赴任又は出張」を「本邦から外國に出張又は赴任」に改め、同條に次の二項を加える。

3 外國在勤の者が他の外國に出張又は赴任を命ぜられた場合においては、内閣総理大臣等について

は支給する支度料の額は、第一項の規定にかかわらず、出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

第三十九條の次に次の二項を加える。

3 外國に相当する額

又は出張又は本邦から外國に出張又は赴任を命ぜられた場合においては、内閣総理大臣等について

は支給する支度料の額は、第一項の規定にかかわらず、出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

第三十九條第一項第一号を次の二項に改める。

1 旅行手当

第三十九條の二 旅行手当の額は、

旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

第四十一條 第六條第一項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅費を支給することを適當でないと認められる場合は、捕鯨監督又は漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情に因り別表第二の定額による旅費を支給することを適當でないと認められる場合は、捕鯨監督又は漁業監視のための旅行その他の者については下級の運賃とする。

第四十一條を次の二項に改める。

(旅行手当)

第四十一條 第六條第一項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅費を支給することを適當でないと認められる場合は、捕鯨監督又は漁業監視のための旅行その他の者については下級の運賃とする。

(休暇帰国の旅費)

第四十五条の二 第三條第二項第八

、号の規定により支給する旅費は、

職員の在勤地と本邦における所属

別表第一 内国旅行の旅費

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区	分	車賃(一キロメートルにつき)		日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)	
		内閣總理 長官	内閣總理大臣及び最高裁判所 その他の者	八円八〇銭	入円	四〇〇円	一、〇七〇円	一、六五〇円	四〇〇円
大臣等	十五級の職務にある者	七円一〇銭	六円四〇銭	三六〇円	一、八八〇円	一、五〇〇円	三六〇円	三六〇円	三六〇円
	十三級及び十四級の職務にある者	五円六〇銭	二九〇円	三一〇円	一、六九〇円	一、三五〇円	三一〇円	三一〇円	三一〇円
	十一級及び十二級の職務にある者	四円八〇銭	一五〇円	一、三二〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	一、三二〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
	九級及び十級の職務にある者	四円四〇銭	一一〇円	一、一三〇円	一、〇三〇円	九〇〇円	一、一三〇円	一、〇三〇円	一、〇三〇円
	八級の職務にある者	四円	一八〇円	九四〇円	八三〇円	八三〇円	七五〇円	一八〇円	一八〇円
	七級以下の職務にある者								
内閣總理	内閣總理大臣及び最高裁判所 長官	一八、〇四〇円	一〇、四六〇円	二五、三一〇円	二八、一六〇円	四〇、〇四〇円	五一、一四〇円	六三、八〇〇円	八〇、九六〇円
大臣等	その他の者	一六、四〇〇円	一八、六〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、六〇〇円	三六、四〇〇円	四七、四〇〇円	五八、〇〇〇円	七三、六〇〇円

備考

宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給與に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移 転 料

区	分	鉄道五十キロメートル未満		鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満		鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満		鉄道三百キロメートル以上五キロメートル未満	
		内閣總理 長官	内閣總理大臣及び最高裁判所 その他の者	内閣總理 長官	内閣總理大臣及び最高裁判所 その他の者	内閣總理 長官	内閣總理大臣及び最高裁判所 その他の者	内閣總理 長官	内閣總理大臣及び最高裁判所 その他の者
大臣等		一六、四〇〇円	一八、六〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、六〇〇円	三六、四〇〇円	四七、四〇〇円	五八、〇〇〇円	七三、六〇〇円

十五級の職務にある者	一四、七六〇円	一六、七四〇円	二〇、七〇〇円	二三、〇四〇円	三三、七六〇円	四一、六六〇円	五一、一一〇円	六六、二四〇円
十三級及び十四級の職務にある者	一三、一二〇円	一四、八八〇円	一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、一二〇円	三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一一、四八〇円	一三、〇一〇円	一六、一〇〇円	一七、九二〇円	二五、四八〇円	三三、一八〇円	四〇、六〇〇円	五一、五二〇円
九級及び十級の職務にある者	九、八四〇円	一一、一六〇円	一三、八〇〇円	一五、三六〇円	二一、八四〇円	二八、四四〇円	三四、八〇〇円	四四、一六〇円
八級の職務にある者	九、〇二〇円	一〇、一三〇円	一一、六五〇円	一四、〇八〇円	一〇、〇一〇円	一六、〇七〇円	三一、九〇〇円	四〇、四八〇円
七級以下の職務にある者	八、一〇〇円	九、三〇〇円	一一、五〇〇円	一二、八〇〇円	一八、二〇〇円	二三、七〇〇円	一九、〇〇〇円	三六、八〇〇円

備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外國旅行の旅費

区	分	日 当 (一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	
内閣總理大臣、最高裁判所長官及び特命全權大使	内閣總理大臣、最高裁判所長官及び特命全權大使	四、三三〇円	三、四六〇円	一二、九六〇円	一〇、三七〇円	三、九六〇円
大臣等	その他の者	一、七〇〇円	一、一六〇円	八、一〇〇円	六、四八〇円	三、六〇〇円
十五級の職務にある者		一、一六〇円	一、七三〇円	六、四八〇円	五、一八〇円	二、八八〇円
十三級及び十四級の職務にある者		一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、二一〇円	二、三四〇円
十一級及び十二級の職務にある者		一、五五〇円	一、二四〇円	四、六六〇円	三、七三〇円	一、〇七〇円
九級及び十級の職務にある者		一、三五〇円	一、〇八〇円	四、〇五〇円	三、一四〇円	一、八〇〇円
八級の職務にある者		一、二二〇円	九七〇円	三、六五〇円	二、九二〇円	一、六一〇円
七級以下の職務にある者		一、〇八〇円	八六〇円	三、一四〇円	二、五九〇円	一、四四〇円

備考

一 乙地方とは、朝鮮、台灣、沖繩及び大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域(本邦を除く。)をいう。

二 船舶又は航空機による旅行(出発又は到着の日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二 移 転 料

区 分	鐵道百キロメートル 満	上五百キロメートル未 満	鐵道五百キロメートル未 満	鐵道一千五百キロメートル以 上二千キロメートル未 満	鐵道二千キロメートル 以上		
内閣總理大臣等	特命全權大使	三三五、二一〇〇円	四六、二一〇〇円	六三、八〇〇円	八三、六〇〇円	一〇五、六〇〇円	一二九、八〇〇円
	その他の者	三三一、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円
十五級の職務にある者		二五、六〇〇円	三三、六〇〇円	四六、四〇〇円	六〇、八〇〇円	七六、八〇〇円	九四、四〇〇円
十三級及び十四級の職務にある者		一一〇、八〇〇円	二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六一、四〇〇円	七六、七〇〇円
十一級及び十二級の職務にある者		一八、四〇〇円	二四、一五〇円	三三、三五〇円	四三、七〇〇円	五五、二〇〇円	六七、八五〇円
十級以下の職務にある者		一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円

備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鐵道一キロメートルとみなす。

三 支度料及び死亡手当

内閣總理大臣等	内閣總理大臣、最高裁判所長官及び特命全權大使	支 度 料						死 亡 手 当
		甲 地			乙 地 方			
出		張	出	張	甲 地 方	乙 地 方		
旅行期間一月 未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間二月	旅行期間一月 未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間二月	旅行期間一月 未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間二月
二八、五〇円	一四、九〇円	一六、六〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
十五級の職務にある者	十五級の職務にある者	一〇、八〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者	八六、一〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
十一級及び十二級の職務にある者	十一級及び十二級の職務にある者	六一、九〇円	七、一〇〇円	八、一〇〇円	九、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円

九級及び十級の職務にある者	五百六十円	六百四十円	七百二十円	八百二十円	九百二十円
八級の職務にある者	五百六十円	六百四十円	七百二十円	八百二十円	九百二十円
七級以下の職務にある者	五百六十円	六百四十円	七百二十円	八百二十円	九百二十円
備考	五百六十円	六百四十円	七百二十円	八百二十円	九百二十円
一 地域区分は、日当及び宿泊料について定める地域区分に同じ。	二 死亡手当については、船組による旅行中に死亡した場合には、乙地方において死亡したものとみなす。	三 たるものとみなす。	四 たるものとみなす。	五 たるものとみなす。	六 たるものとみなす。
附則	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	昭和二十七年三月三十一日以前に出発した旅行に対する移転料及び支度料（扶養親族移転料のうちこれらの方に相当する部分を含む。）の額については、なお、從前	一円に切り上げて計算することとした例による。	一円に切り上げて計算することとした例による。	一円に切り上げて計算することとした例による。
西村（直）政府委員	ただいま議題となりました国庫出納金等端数計算法の改正案につきまして、これらの旅費に相当する部分を含む。この額については、なお、從前	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。
○西村（直）政府委員	ただいま議題となりました国庫出納金等端数計算法の改正案につきまして、これらの旅費に相当する部分を含む。この額については、なお、從前	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。
○佐藤委員長	次に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。	次に國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。	次に國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。	次に國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。	次に國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
○平田政府委員	以上が國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由でございます。御審議賜ります。	以上が國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由でございます。御審議賜ります。	以上が國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由でございます。御審議賜ります。	以上が國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由でございます。御審議賜ります。	以上が國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由でございます。御審議賜ります。
○松尾委員	第一に、外國旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますとともに、旅行者の職級に応ずる割増し区分及び割増額は、ほん内國旅行の場合と均衡をとつて定めることといたしました。	第一に、外國旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますとともに、旅行者の職級に応ずる割増し区分及び割増額は、ほん内國旅行の場合と均衡をとつて定めることといたしました。	第一に、外國旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますとともに、旅行者の職級に応ずる割増し区分及び割増額は、ほん内國旅行の場合と均衡をとつて定めることといたしました。	第一に、外國旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますとともに、旅行者の職級に応ずる割増し区分及び割増額は、ほん内國旅行の場合と均衡をとつて定めることといたしました。	第一に、外國旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますとともに、旅行者の職級に応ずる割増し区分及び割増額は、ほん内國旅行の場合と均衡をとつて定めることといたしました。
○平田政府委員	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。
○松尾委員	ただいま議題となりました五つの法案のうち、少しばかりお尋ねを申し上げてみたいと存じます。	ただいま議題となりました五つの法案のうち、少しばかりお尋ねを申し上げてみたいと存じます。	ただいま議題となりました五つの法案のうち、少しばかりお尋ねを申し上げてみたいと存じます。	ただいま議題となりました五つの法案のうち、少しばかりお尋ねを申し上げてみたいと存じます。	ただいま議題となりました五つの法案のうち、少しばかりお尋ねを申し上げてみたいと存じます。
○松尾委員	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。
○平田政府委員	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。	今申しましたよ、えどございました。

に、特別償却を認めますのは、「二十坪以下くらいの住宅に限られますので、そういう問題はないかと思います。それで登録税の場合だらうと思いまが、これは居住の用に供する家屋ということになりますれば、おのずから限定されまして、お話をのように何かクラブ等に使はるようなものにつきましては、これはもちろん該当しないようになります。されども、これはもう少し詳しくお話し申しますと、これはもちろん該当しないようになります。さきに政府もおつしやつたのを記憶しておりますが、住居しておられる者がこれを拂うのが妥当だと言わわれたように思ひますけれど、これは所有者が自分のものではないのでございまして、また源泉課税を拂うような階級の人でしたら、固定資産税を拂うといふのは不適当ではないかと私は思うのですが、こうしたこと�이出た原因と、今後この現物給與を受けているような人たちに、いかなるケースにこれが波及して行くかということについて、お伺いしたいと思います。

に、特別償却を認めますのは、「二十坪以下くらいの住宅に限られますので、そういう問題はないかと思います。それで登録税の場合だらうと思ひますが、これは居住の用に供する家屋というになりますれば、おのづから限定されまして、お話をのように何かクラブ等に使はるよくなものにつきましては、これはもちろん該当しないように措置いたしたいと考えておる次第でござります。

方に固定資産税が移嫁される。これはあり得ることでありまして、それはやめるわけに行かぬといふうに考えています。それからもう一つは、たとえば住宅をただで入れてあるような場合の現物給與の問題だらうと思いますが、これも所得税法の建前で、金錢以外の収入といふども、利益を得た場合は所得に見ることになつておきますので、普通の家賃の半分以下くらいの非常に安い家賃で入れたり、あるいはただで入れている場合におきましては、適当な家賃相当額を見積りまして、それを所得に見る。これも所得税法の建前上、私ども当然の行き方ではないかと考えておる次第でござります。

○松尾委員 その場合に何か公務員の住宅はただどうよろんなお話を伺つておるのですけれども、そういうことはござりますか。

○平田政府委員 公務員の住宅も、普通は役所が家賃をとつてやつておりますので、その問題はございません。ただ例の義務的な官舎と申しますか、一定の場所にどうしても居住させなければならぬというので、いわゆる義務官舎と称する分で、これはそこに住むことが事業の經營、あるいは公務の執行上必要だ、こういう理由で、無理に住ましておるわけでござりますので、その分は見ておりません。それはひとり役所だけではなくて、会社の場合におきましても、事柄の性質が、どうしてこその家に住ませなければならぬ、むしろ業務經營の必要上、家屋を提供してそこに住ませる、こういう場合におきましては、所得を見ない方が妥当では

○松尾委員 次に、譲渡所得課税の合理化をかるために、宅地や農地を売りましたとき、前後一箇年の間に、それを同類のものを購入した場合には課税しないとござりますけれども、実際には、これをいろいろな事情から売りまして、他に小さいものなりを買おうとしても、買えない事情のある場合が多いのです。そのために一箇年間では、ちよつと無理ではないかと私は思うのですけれども、もう少し延ばすお考えはございませんか。それから法人でも個人でも、同じようにこれを適用されますか。

○平田政府委員 この期間をさらによばすということになりますと、実は課税が非常にやつかいになりますて、前に売りましたときの課税を一應留保しておおくわけでござりますので、その期間が長くなりますと、因果関係がはつきりしないで、手続も非常にやつかいになりますので、前に買つてもいい、あとに買つてもいい、そろしますと、二年になりますが先に家を買いまして、一年あとに売つてもいい、一年以内に売つてもいいし、先に売りましたて、一年以内に買つてもいい、こういうわけになりますので、なか／＼むずかしい場合もございましょうが、大体はこれで治まるのではないかというふうに考えておる次第でございます。あまり長くいたしまますと、どうも課税關係が非常にやつかいになりますて、因果關係もはつきりしないということになりますので、まずこの程度が妥当ではないかと考えておる次第でございます。それから法人の場合は、ちよつと事情が

○松尾委員 昨日の御説明で、民間航空事業を保護するという意味から、ガソリン税を向う一箇年ばかりとならないといふように御説明なさいましたけれども、このあたりから大量のガソリンがやみに流れ、民間のハイヤーに使われるということはあると思うのですが、それとも、これをどういうふうに防止なさいますか。

○平田政府委員 その点は少し嚴重にいたしておりまして、單に航空用ガソリンということだけでなく、実際におきまして航空機会社が購入したものといたしまして、一方から純ることにいたしました。兩方から純ることにいたしまして、つまりオクタン価の高い、一定の度以上といふ制限と、それからそういうものを現実に航空機会社が買う、こういう二つの條件をつけておりますし、大体ガソリンの消費量といふものは、割合にはつきりいたしまして、お詫のよくな弊害は大体なかろう。対象も非常に少うございませんし、またそういうものにつきましては、厳重な監査等もできますので、御心配のようなことは、この点に関してしましてはなかろう。こういうふうに考えておる次第であります。

○松尾委員 現実にはなか／＼流れて、ガソリンがないときでも、すべく持つて来ると言う人があるのですから、むずかしい問題だと思います。

その次にお尋ねしたいのは、生産獎励用の特殊用途の酒は、加算税を課さないというふうにここにうたわれておりますけれども、一体どのくらいこ

なんの面におもにこれを出すか。それからまた所得税の自然増がたいへんあるというときにあたつて、その自然増の中に酒税もまざつておると聞きました。それで獎勵用の酒の植段をもつと下げるお考えはございませんですか。何か酒の税金はとれて、自然増の一項目になるということを聞きましたのでお伺いいたしました。

○平田政府委員 この規定をかえましたのは、今までは物調法に根拠を置いておりましたが、物調法がやめになりますので、租税特別措置法を根拠にして、加算税を除きました安い酒を供給して行きたいというので、この規定を設けようというのが改正の趣旨でございます。大体それをどうようとろに配給する見込みかといふお話をございますが、大体におきましては、私どもはやはり農林に対しまずする増産獎励及び供出の完了のための獎励に向かってい。そのほかに非常災害の起きた場合におきまして、復旧事業等に非常な重労働を要するような場合におきましては、非常災害用としましてある程度の配給は続けて行きたい。その二つが主でございます。なおしかし問題は若干ございまして、工場、鉱山等に対しましては、工場、鉱山等に對しましても現在配給しておりますが、この方はどちらかと申しますと、配給の意義が最近はよほど少くなつて来ている。従いまして、原則としましてはこれをやめたいと思つておつたのでございますが、しかしこれも大分各方面から御意見なり要望がござりますので、鉱山で穴の中に入つて働くような人々、そういう人々についてだけ残すか残さないか、なお若干検討することに

いたしております。石数は大体十七、八万石程度、やはり本年度におきまして、安い酒としまして供給して行きました。

○武藤(高)委員 今松尾委員から酒の税の問題が出ましたから、きょうは国税庁長官と主税科長と一緒にいらつしやるので伺いたいのですが、最近非常に問題になつてゐるのは、酒の販売のびん付の問題であります。これは一年以上も業者の間でいろいろ議論百出の結果、大蔵省で最近容器付販売ということになされたようですが、實際これは大都會においては、これだけつこうな方法であるうと思います。ことに今日では、ガラスびんというのが非常に出来まわつてゐるかのところ思われますが、しかし地方の山間僻地

では、まだ非常に戦争当時の慣習が残つております。それで、びんを持つて酒を引取りに来る場合が非常に多い。いわゆる昔でいふと、農村の人たちはそう考えております。うリンク制がまだ跡を絶たないのであります。そこで最近この問題について、は、全国的に御統一になるよう御趣旨ではもちろんあると思ひますけれども、末端へ参りますると、容易にこれが行われておらない。そのために密輸付販売ということをはつきりうたわれるとよかつたのでございますが、私が聞くところでは、何でも物価庁で発表されたのには、一升びん一本四十円加算ということをうたつてあるそうであります。そこでどうしても四十円引いたものが中身である、こういう値段で売ろう、こういうことになつて来る気配があるのです。ところで役所の方では、それはなれば、小売では二十円、あるいは卸売では三十円、あるいは生産者が引取る場合には三十五円となりますが、おきめになつておるのではありませんけれども、これは勧行されておらない。そのために実は酒の販売について大蔵省は非常にやかましくおつしやられて、何とか取引の正常といいますから、現金取引を励行されておるのであります。ですが、最近びんの問題について一種の値引きをして、競争して品物を売る。また値段もそれがためにまち／＼です。密器の加算のためにまちまちになつておる。これは実は大蔵省の御趣旨ではなくて、物価庁の方が十分大蔵省の御意向をしんしやくしないで、密器加算四十円というようなことを告示に書いたそなります。

で、これがとんだ弊害を生じておると私は聞いておるのであります。けれど、その問題で非常に個段の高低ができて、やみ取引の原因がここにあるわけであります。これは何とか大蔵省におかれでは、無理でもこれを政令で強行せられるか、あるいは自由にしてしまわれるか、どちらかにきめないと、この問題は非常に全国的な問題になつておりますので、きょう幸い主税局長並びに高橋長官から御意見を承りたいと思ひます。

論に達しましたので、先般の酒の公定価格改訂の際におきましては、物価庁とも協議いたしまして、びん付価格を原則といった次第であります。もちろんその際におきまして、ただいま武藏さんの御心配になられるような處がありはしないかということを十分予想いたしまして、それに對してもいろいろと研究いたしてみたのでござりますが、これは理論上の問題としては、そういうふうな懸念もある程度あり得るかと思いますが、全国的に見ますれば、きわめて小さな数量のものにある程度限定されると思ひますし、今後大勢が順次リンク制を離れて行くという現状にもござりますので、私どもは、それほど心配したことはないのじやないか。これを悪用されるという面があれば、その悪用されるという面において、それぐ自重をお願いし、取締りをお願いするということによつて、解決され得る問題ではないかといふ

○平田政府委員 これは御指摘の通り、私どもは将来はやはり二本建にいたしますのが、どうもあまりおもしろくないのじやないか、一本に行くべきものじやないかと考えておりますが、御指摘の通り一ぺんに行きますと、いろいろ卸機構等に影響がござりますので、漸進的にある程度の期間を置きまして、順次そういう情勢を確立しまして、順次その上で、実行に移すようにならなければなりません。それで、御所見を承りとう存じます。

○佐藤委員長 内藤友明君

○内藤(友)委員 簡單なことでござりますが、一二お尋ねいたします。この前米の超過供出の問題が出ましたときに、これに対する奨励金について、課税を免除するということを考えようとしたことになって、この前話がついたところからであります。今までのままでは、

のでありそれが今度の承認申請ある見
ますと、それがどこにも書いてないの
であります。あのお約束はどういう
ふうなことになりましたのか。それを
ひとつお尋ねしたいと思います。

○平田政務委員 あの問題は、先般も
お答えいたしましたように、二十七年分
の課税の問題でござりますので、なる
べく行政的措置で行きたい。しかしど
うしても行政的措置で解決つかない場
合におきましては、立法的措置を講ず
る。これがどうなことです。とにかく
課税しないことは、はつきりいたしま
る。

したが、その方法につきましては、な
お検討の余地を残しておりますこと
は、内藤さんも御承知の通りだと思
います。従いましてその問題につきまし
ては、私ども間に合うように、最終的に
はどちらかの方法で処置いたしたいと
思いますが、なお若干結論に達してお
りませんので、今回の措置法には出し
ておりません。しかしいずれにしまし
ても、結論をかえるようなことは、政
府としましてはないとということで、御
了承願いたいと思う次第でございま
す。

し、実費弁償的な手数料だと、事実解釈できるようではござりますれば、全体はもうございますが、各個人々々で申しますと、額も比較的小い額でござりますので、まあ私ども大体行政的処置で行き得るのではないかとも思うのでござりますが、その辺のところは、なお事実をもう少し確かめた上でないと、結論をつけがたい。そういう点からしまして、解釈上いかにも無理だということでありますれば、これは立法的処置によらなくちやならぬということがあります。が、いずれにいたしましても、課税しないという結論はきまつておりますので、供出等に影響のあるやうなことはあるまい。私も先般いろいろ農民組合の方々からもお話を承つたのであります。前回匿名供出をやしました際には、内藤さんも御承知の通り、課税上は特別な考慮はしない、大蔵省はつきりそういふことで農林省とも話しまして、実行に移したのであります。主として翌年の供出の関係におきまして、匿名供出にするんだ、こういう趣旨でありましたのが、若干誤り伝えられまして、課税上も何とかなるといふやうな、農民に影響を与えたかのよろな結果がありまして、その結果、政府は約束した通りのことをやらぬ、こういう不信を受けた節があるかに聞いているのでござりますが、その点は前回と今回と全然違います。前回は、大蔵省としましては、あくまでも匿名供出は供出の関係でありまして、課税上は経費の見方はできるだけ見るが、課税しないといふよろなことは、全然あの当時は言つていなかつたのでござります。そういう事情がござりますので、前回と今回はよほど違います。

まずから、私はお話をよくな心配は、
まったくやつて行けるのではないか
と思うのでござりますが、なおそ
う点は、こういう機会におきまして、
はつきり言明いたしまして、そのおそ
れのないよういたしたいと存する次
第でござります。

農業所得のうちの米代金を、ひとつ課税の対象からはずすということを思い切つてやつてみる。これは税金ではなく少いのでありますから、そう大きいものじやないと思つております。そこで農業所得全部やめろということは申しませんけれども、農業所得の中での米代金を、何とか課税の対象からはずすといふ思い切つたやつをやりますれば、農民の諸君は増産をやり、そのことによりまして、幾らかでも不足食糧を補えるのじやないか。ことに三百五十万トン、トーン二百ドルといったしましても、七億ドルの金がいる。ドル不足のときに七億ドルといえば、たいへんな金であります。ことに今日、タイ、シャムを見ましても、なか／＼食糧はそり入つて来ないのであります。そういうふうなことを考へると、思い切つたそういう処置をおとりになれないものか。この次、租税特別措置法というふうなものをお考えなさるときに、こういうやつをひとつお入れいだきますと、政府は今日の日本のこの国情をよく認識しておられるということになるのであります。日本が国はそれによつて救われるのはないかと思うのであります。これはお頼みでありますから、近い将来にそういうお頼みを実現できますかどうか。平田さんのお答えを願いたいと思うのであります。

る。所得税におきまして基礎控除、扶養控除を引上げます結果、一番利益を受けていますのは実は農民でございまして、これは内藤さんよく御存じの通りに農業所得税の納稅者は毎年減つております。統計も出しておりますが、昭和二十三年が三百七十三万九千人、二十四年が三百二十万五千人の納稅者でありますのが、二十七年の見込みでは百二十八万一千人、約三分の一くらいに納稅者の数が減る。税額も昭和二十四年は四百二十一億円程度課税いたしましたのであります。それに対しまして、二十七年度は百二十五億円程度に減る。それで国民所得の中に占める農業所得に対しまして、所得税の負担がどうなるかということを調べてみますと、二十三年は一五%程度の負担、二十四年度が九%程度の負担でございましたのが、ことしは一・四%の所得税になつて、これに市町村民税がかかりますので、一・四%の二割くらい市町村民税を通じましてふえまして、それでも一%くらいになる。すなわち国民所得の中における農業所得に対しまして、所得税の形で国と市町村に納めてもらつておる分は、一%くらいに低減されて來た。従いましてここまで行きまして、お詫のよくなれ点なら行きませぬが、私はよほど緩和されて来ておるのでないか、といふうに考へる次第であります。もちろんそういう問題は税制全体を通して大きな問題でございますが、さつき申しましたような事情もございますので、今すぐそういう措置を講ずるということは、少しどうどうであろうが、かように考えておる次第でござります。

億というのではありませんから、正直申しますと大したことはないのでござります。けれどもただ感じの上で、百二十億の農業所得をとるかわりに、価格調整金二百七十億拂つておると、いざ未なんですから、もうちょっと考えるところが相当できるので、もう大したことではないのですから、もうちょっと考えるのでありますから、思い切つてそこまでやつてもらわぬと、この際の国の政治じやないと思うのでござります。それはひとつお願ひいたしまして、その次に土地とか家屋とかの評価であります。が、この評価が、登記所では何かカードのようなものを持つておられるようであります。ほんとうに連中がどれだけに売ろうが、それが自分の方のものさしに合わないと、これだと、こういわれますが、あれは法律か何かによつておるのでありますか。それともだ大事務を円滑にするために、これはやはり高橋さんの方かどうかは存じませんが、そういうことになつておるのか。実はこういうことがある。大臣が認可した土地家屋の価格、それを証明を持つて行きましても承知しない。その登記所の自分のところのものさしに合わないものだから登記しない。こういうことがあります。が、それは一体どういうことなのか、ひとつ教えていただきたいと思うのであります。

これも時価よりも少し低目に見ておる
ようでござります。そういうもののさ
を持つて参りまして、それで原則とし
てはやつた方が、結局登記価格の適正を
期し得るのじやないか、こういう趣旨
で実行いたしておるかと思ひます。そ
れが非常に高過ぎるかどうかといふ
とになりますと、これは問題だと思
のであります。が、私どもいろいろ聞
たところによると、どう一 般的にお
過ぎないと思つておるのでござります
が、もしもそういうのがございましま
ら、現場におきまして税務署と相談
た上で、登記所としましても適正な方
のによるべきではないかと、考えてお
る次第でござります。

適正を期すべきものでありますて、よくか
体的にその問題につきまして、よくか
とつ登記所とお話し願うようにしま
らどうであらうかと考えます。が、何
あるいは相当全國的にあるよくな
スでござりますれば、よくお聞きして
おきまして、十分参考にしまして、法
正価格にするようにして、と思ふ次第
であります。

○内藤(友)委員 特別措置法の十九條
であります。この交換分合のこと
が書いてあります。この前お互ひに
話合いしておりました差額金は、五三
円までは行政的措置としてかけないが
ということになつたのですが、やは
りあの精神は、こういう法律が出来ます
れども、生きておるのでありますよ
な。

○平田政府委員 今回はその措置を
らにはつきりいたしまして、十萬円
で控除し、再評価税も譲渡所得税も
方ございますので、今までより大きな
にはつきり法律で、もつと大きな額
引けるということになるかと思いま
す。

○佐藤委員長 小山長規君。

○小山委員 租税特別措置法につい
ては、ただ確かめておきたいのであり
ます。先般所得税法の改正法案が出来
た際に、外国技術等を使用するもの
に対する使用料に対して、源泉徴収をさ
るということにつきまして、租税特
別措置法では緩和の措置をとるとい
うを得たのでありますが、現在その
まつた法案を見ますと、重要な産業に
きましては所得税法にかかるらず、
の源泉徴収の率二〇%というものを
今年の十二月三十日まで延期する
いう法律案になつておるのであり

す。十一月三十一日まで延期するに至ったことは最初から考へていたのでござりますが、それを四月から実行したというように私ども見ていたのでございますけれども、実情を調べてみますと、特許権等の使用契約の中に、日本で課税する税金は使用者側の負担に上乗ました通り、一〇%に下げるところは最初から考へていたのでござりますが、それを四月から実行したというように私ども見ていたのでございますけれども、実情を調べてみますと、特許権等の使用契約の中に、日本で課税する税金は使用者側の負担に上乗ました通り、一〇%に下げるところは最初から考へていたのでござりますが、それを四月から実行したとい

申 まこと つづつ こころ まつまつ 一更 一明二約れい い十よしまう歩、う、等きるす本すきらきし のい

し上げましたように、今度所得税の課税の建前をかえたのでござりますが、これは最近の国際慣例に従つて各国の採用しておる措置であります。各國に対しまして日本が異を立てるわけじやない。国際的に認められました一般慣習に従おう、こういう趣旨でござりますので、私は当然この契約の更改といふものは、実現できるものと考えております。実現できないとすれば、今までのものが低かつたので、何かこの機会に特別に上げる理由があるという場合、これは別だと思います。特に特許権の使用料を引上げなければならぬという實質的な理由がない限りにおきましては、当然改訂になり得るものだと考えておるのでございまして、今のところまだできない場合を予想してどうするということは考えておりませんが、万一千ういうことができないよう考えておるのでございまして、今はもう一ぺん問題を見ましても特別な事情がありました場合におきましては、当然法律は課税するといたしまして、しかしこれは建前といふと思います。しかしこれは建前といふことは考えておりませんが、万一千ういうことができないよう考えておるのでございまして、今のところまだできない場合を予想してどうするということは考えておりません。

○小山委員 十二月三十一日までの余裕期間があれば、私ども大体その程度で目的を達成するのではないかと考えておりますけれども、十二月三十一日まででまつたく打切るのであるといふことであつては、非常に不安な面もありうかと思いますので、十二月三十一日まで至つてなおかつ契約の更改ができないというような事情の場合には、さらに考慮してもらいたいのであるといふ

ことについて、政府のお考えをさらに伺つておきたいのであります。

さらにもう一つは、ただいま申されましたが、実際はたとえば日米租税協定のよ

うに、日本で課税したものと相手国で課税すべきでないものを課税するな

ども、現在まだ租税協定のないところでは、当然各國の税法の上から行きまし

たのであります。特許料の内容等に

あります。

○深澤委員 これは大体において私

はいいと思うのですが、ただ一点

外國の技術導入のために、工業所有

権の使用料について一般の源泉徵收

二〇%を一〇%にするというところに

問題があるのであります。これは日本

経済の再建のために緊急な事業に使

用するということで、優遇措置を講ずる

のであります。御承知のことく金

属、石炭、あるいは原油、その他化

纖維等に工業技術権を導入いたしまし

て、それを日本経済のために大いに役

立てるということになつております。

しかしその性格を貰ふと、アメリカ

の軍事的方針に基くところの日本産業の

軍事化の方向をたどつてゐる。こうい

う意味において、これは日本経済のほ

んとうの再建でなくて、結局日本経済

を軍事的方針に発展することを助長す

る結果になることを、われくは指摘

してゐるのであります。大藏当局と

しては、そういう傾向に動いておる

ということをお考へになつておるかど

うか。これがほんとうに日本経済の平和

的な再建のために役立つてゐるのだ、

だからこういう優遇措置を講ずるのだ

といふような考へを持つておるのか。

その点をお伺いしておきたい。

○平田政府委員 この優遇措置自体

は、今のお話の軍事的見地その他から

来たものでは全然ないことを、御了承

願いたいと思います。要するに、経済

全体の望ましい發展に資しようといふ

のがこの税法改正の趣旨でございま

して、このことからしまして、軍事的

云々ということにはならないと考えてお

る次第であります。

○平田政府委員 お話をよくお聞きいたしました。さあ、たゞ申され

ますように、国際慣習であります

が、実際はたとえば日米租税協定のよ

うに、日本で課税したものと相手国で

控除するのであるというようなことが

ある場合に初めて日本人の負担も相

手方に転嫁されるというのであります

けれども、現在まだ租税協定のないと

ころ、たとえばドイツとかあるいはペ

ルギーとかいう国との間における租税

協定の問題、これができてしない場合

には、十二月三十一日においてもなお

かつたままののような問題は、解決さ

れないであろうと思うのであります

が、やはりその場合におきまして

と考えておるのでございまして、今の

が、この点についてはどういうふうに

お考へになつておるか。それもあわせ

て伺つておきたいのであります。

○平田政府委員 今のところアメリカ

との関係は、御指摘通り向うの税法

で條約を結ぶ前から引くことにいたし

ておりますので、これは話合いをする

つもりであります。二重課税の條約を結び

ますれば、アメリカ側がやはり拘束さ

れる、国内法はかつてにかえられな

い、こうしたことになるわけでありま

せん。その点必ず予期通り行くもの

だと考えておる次第であります。

○小山委員 十二月三十一日までの余

裕期間があれば、私ども大体その程

度で目的を達成するのではないかと考

えておりますけれども、十二月三十一

日まででまつたく打切るのであるとい

うことであつては、非常に不安な面も

あらうかと思いますので、十二月三十一

日まで至つてなおかつ契約の更改がで

きないというような事情の場合には、

さらに考慮してもらいたいのであるとい

う

○小山委員 できなかつた場合に当然

して、より一層目的を達成すると思いま

るべく早く結ぶようにいたした

い。その他の国々との間におきまして

も、やはり引き続き二重課税の條約を結

ぶたまつたのであるといふことになります。

○小山委員 二重課税の條約を私ども

して、より一層目的を達成すると思

○深澤委員 先ほど主税局長が小山委員の質問に対しても御答弁されておつたのであります。が、幾多の外國の事例よりも非常に悪い條件で、この工業技術導入についての契約が行われておる。

その契約が変更されることを望むと言つておられます。が、それは当事者間の意思の問題であつて、政府の権力によるので、それをかえろとか、あるいはよつて、それをかえろとか、あるいは勧告するとかいうことはできないと思う。そういう状態において、日本經濟の中に外國の技術を導入するにおいては、ざつくばらんに申し上げますと、非常に多額な超過利潤を外國へ持つて行かれるということが現実の問題になります。そういうような観点がありますので、日本經濟再建のために向うは日本經濟から相当の超過利潤を外國に持つて行かれるということは、決して日本再建のためではなくて、結局は日本經濟から相当の超過利潤を外

る程度の軽減をして、そういう目的に資し得るようにしてしまうというのは、私は当然やつてしかるべきではないかと思つておる次第でござります。

○深澤委員 それによつて数十倍の利益を得るとということになりますれば、何も源泉徴収において一般が二〇%があるのを一〇%にする必要はないと思う。たとえ申しますれば、石油の問題において、日本で生産しておるとこ

の探査に対しては三年間免稅いたしております。その他償却等につきまして

もできるだけの措置を考えております。それで、それによって国内産油の保護助長をはかりたい。また關稅等につきましても、できる限りの措置を講ずることにいたしておることは、御承知の通りでございます。しかしそれだけでは日本

の石油はやはり足りませんので、相

当の数量の原油を輸入しまして国内で精製しなければならぬ。その場合におきましても、精製されましたガソリン等を持つて来るのでは、これまたやはり望ましくないので、できる限り日本における精製設備を改善し能率化しまして、日本の国内で精製されることが望ましい。そういう見地から行きまして、租税上いろいろな優遇措置を講じてやるのは、やはり当然のこととしてございまして、特に国内の産油に不公平にするということとは全然ございません。その点はひとつ誤解のないようにお願い申し上げたいと思います。

○深澤委員 こういう外國の工業所有権の使用料に対して減税措置を講ずるということは、これは日本政府独自の日本經濟の發展にやない、むしろ日本の経済を隸屬化させて行く方向を助長するものであるというぐあいに考へるわけですが、特に石油問題等に関しましてどういうぐあいに当局は考えているか。

○平田政府委員 これはもう少し數字

の探査に対する意見だらうと思います。ところがこの一〇%でもなおかつこれは困る。これを全廃しておきたい。また關稅等につきましては、それによって国内産油の保護助長をはかりたい。また關稅等につきましては、できる限りの措置を講ずることにいたしておることは、御承知の通りでございます。しかしそれだけでは日本

の石油はやはり足りませんので、相

当の数量の原油を輸入しまして国内で

精製しなければならぬ。その場合におきましても、精製されましたガソリン等を持つて来るのでは、これまたやはり望ましくないので、できる限り日本における精製設備を改善し能率化しまして、日本の国内で精製されることが望ましい。そういう見地から行きまして、租税上いろいろな優遇措置を講じてやるのは、やはり当然のこととしてございました。そこで今までそういう課税がなかつたものでござりますから、契約の際におきました、日本で課せられる租税は使用者側の負担になるといふ條項に対しまして、使用者側は関心を示していかつた。そういう氣持で協議していたのじやないかと思います。しかしこういうふうに課税になることがはつきりいたしましたすれば、そういう條項についてはあらためて検討しまして申し入れる。これはもう理の当然のことではないか。法定いたしましても、日本で拂う税金はアメリカの税額から引いてくれますので、向うとしましても損はない。従つてそ

の認定は、これはやはり個々の税務署

が個々の納税者についてやるのか。そ

れども今度の北海道のような一つの地

域は、大体そういう方針で一般的にや

るといふことになるのか。あるいは範囲をきめてやるのか。あるいはその認定は個々の税務署がやるのか。あるいは大蔵省自体がやるのか。そういう点をひとつお聞きしたい。

○平田政府委員 これは災害の実情によつておのずからきまると思ひます

が、比較的小災害でありますれば、比

較的小地区だけで個々の納税者ごとに

きめてしまふ。大きな災害になります

日本の国民所得もふえますし、雇用もふえますし、それによつて全体としての経済の発展ができるといふことがあります。これがもう御承知の通りでございまして、私どもその点は同様な考へでござります。税法におきましても、重要な物産といったしまして、原油で、従いまして、租税特別措置法であ

○平田政府委員 これは具体的に個々のケースに当てはめますと、あるいはいろいろの問題があらうかと思いますが、その点はどういうぐあいに考へておりますか。

○平田政府委員 これはもう少し數字の中、外國の技術を導入するものにだけ優遇措置を講ずるということは、日本經濟の發展にやない、むしろ日本の経済を隸屬化させて行く方向を助長それが出ておると思う。そういう條件

のなかで、外國の技術を導入するものにだけ優遇措置を講ずるということは、日本經濟の發展にやない、むしろ日本の経済を隸屬化させて行く方向を助長するものであるといふぐあいに考へるわけですが、特に石油問題等に関しましてどういうぐあいに当局は考へておるか。

○平田政府委員 石油の問題でございますが、石油につきましては、国内の石油を極力やさなければならぬといふことは、これはもう御承知の通りでございまして、私どもその点は同様な考へでござります。税法におきましても、重要な物産といったしまして、原油

によって望ましい生産もふえますし、

日本經濟の發展ができるといふことでござりますれば、ある程度の報酬を拂うの

は当然のことではないかと思ひます。

そういう望ましいことでござりますの

で、従いまして、租税特別措置法であ

ておりますので、重ねて申し上げておきたいと思います。

○深澤委員 ところがこの一〇%でもなおかつこれは困る。これを全廃しておきたい。また關稅等につきましては、それによって国内産油の保護助長をはかりたい。また關稅等につきましては、できる限りの措置を講ずることにいたしておることは、御承知の通りでございます。しかしそれだけでは日本

の石油はやはり足りませんので、相

当の数量の原油を輸入しまして国内で

精製しなければならぬ。その場合におきましても、精製されましたガソリン等を持つて来るのでは、これまたやはり望ましくないので、できる限り日本における精製設備を改善し能率化しまして、日本の国内で精製されることが望ましい。そういう見地から行きまして、租税上いろいろな優遇措置を講じてやるのは、やはり当然のこととしてございました。そこで今まで心配しなくてお

がるかどうか。その点をひとつお聞

きしたい。

○平田政府委員 これはよほど大事を

とつた民間の意見だらうと思います。

あらゆる心配を全部なくせといふことなら、そういう要望が出来来るかと思

います。が、そこまで心配しなくても

さつき言いましたように大体実現でき

るのではないかと考えておりますの

で、先ほど小山さん申し上げた通り

のことで、私どもとしましても今後進

みたいと考えておる次第でございま

す。

○深澤委員 それから災害被害者に

する減免あるいはその他徴収猶予に關

する法律の問題でございますが、この

災害を受けた場合の免稅あるいは減稅

の認定は、これはやはり個々の税務署

が個々の納税者についてやるのか。そ

れども今度の北海道のような一つの地

域は、大体そういう方針で一般的にや

るといふことになるのか。その

認定は個々にやるのか。あるいは範囲

をきめてやるのか。あるいはその認定

は個々の税務署がやるのか。あるいは

大蔵省自体がやるのか。そういう点を

ひとつお聞きしたい。

○平田政府委員 これは災害の実情に

よつておのずからきまると思ひます

が、比較的小災害でありますれば、比

較的小地区だけで個々の納税者ごとに

きめてしまふ。大きな災害になります

のではなかいか、こういうふうに考へ

てお聞きたいと思います。

でまた仕事をさせるのであるか。これまでは五十八億円に及ぶ莫大な費用がかかり、今後もこの整理のために相當に費用もかさむことにも考えなければなりませんので、そうした際に、一体いつその片がつくのか。いわゆるどんどんに食つて行つてしまふのじやないかということを考えられるので、これに対する見通しがあるかどうか。この辺をあらためてお伺いしたいのであります。

○堀口説明員 お答えします。ただいまの御質問の第一点でありますと、閉鎖機関整理委員会が廃止されて、あとはどうなるかということにつきましては、こういろいろに考えております。

閉鎖機関整理委員会は、ボッダム政令に基いて、委員会令によつて設置された政府機関といふことになつておりまして、従つて予算も一応政府機関予算として載つております。しかしその歳入の財源は、全部各機関から厳密な比率によりまして徴収しております。因此から将来閉鎖機関整理委員会が廃止されると、現在残つておる閉鎖機関を、その性質とか従来の経緯等にからみまして、幾つかの集團にわけまして、これに一人ずつの清算人を任命いたしまして、そこで清算をやつて行く。それから経費につきましても、従来の通りの／＼の閉鎖機関から徴収するのであります。

それから第二点でありますと、その経費が厖大である。それから将来の経費をどうするかという点についてですが、二十七年度の予算書によりますと、約八億四千五百万円ばかりの経費を組んでおります。そのうち俸給及び諸給與が

二億一千万円ばかりであります。前年
度が六億一千万円のうち俸給、諸給與が
二億三千万円。そこでこの予算の委託
申しますか、仕事の性質に相当影響する
わけであります。今までに五十何億と
何億かかったという場合の五十何億であります。
つきましては、当初は人件費その他よりか
りかも、むしろ保険及び管理その他の
直接費が、非常に多いわけであります。
て、現在はすでにそういう仕事の処理を
を一応終りましたので、比較的人件費
が比率を多く占めるようになつております。
そこで約六億のうち、本年度を見ますと、
一億三千万円ばかりが俸給
及び諸給與ということになつております。
それから今後この経費がどのくらい
いかかるかということは、今後のやれ
方によつて影響されるわけであります。
す。

うち外國關係の、さつき言ひました五十
なり六十というものが一つのプロックにす
になる。それから政府出資とかあるい
は何々会社法というような特別法によ
つて設立された法人が、二十ばかりあ
りますが、これを一つのプロックにす
る。それからそれ以外の一般の法人を
一つのプロックにする。そういうふう
にして各清算人を任命してやつて行き
たいと思います。たゞ残りました約三
百の閉鎖機関を、ずる／＼といつまでも
やつて行くというよくなことは考えて
おりません。それは今度御審議をお願
いしますもう一つの閉鎖機関令の改正
によりまして、閉鎖機関の指定という
ものを解除できるようにいたしたいと
思います。そこで将来も政府がどうし
ても見なくてはならないよう、対外
的な関係の非常にある会社とか、ある
いは特殊な法律によつて設立された会
社というようなもの以外は、適当なも
のと認めたものほどん／＼解除して、
一般の民法なり商法なりによつて、解
散をやるようにして行つたらどうか。
その場合にはこの経費も、一般の清算
会社になりまして、その清算人が責任
を持つてやつて行くということになります。
現在ちよつと考へてみたところ
によりますと、解除できるものがやは
り五十や六十はさしあたりあるのじや
ないかと思います。それから三百のう
ちでも全部がまだ清算の初期の段階に
あるのではなくて、相当程度進んでおり
ますので、これもよう長くはかかるな
いのじやないか。従いまして今年の九
月あたりに相当程度終つて、大体本年
度一ぱいくらいには何とか目界がつ
くのではないか。ただあとに残る心配
のあるのは、在外關係の機関でありま

して、これは外國との折衝、たとえば日韓會議なり日華會議なり、そういうものが進んで行かない、それをどうするかという最終的な問題が解決しないわけです。それが済めば全部が済むので、長くても一年半なり何なりという期間で、全部が終了するのじゃないかといふに考えております。

○東堀委員 閉鎖機關が三百まで整理されたということは、たいへんけつこうです。従つて予算も減少されているということもけつこうですが、予算は減少されておつても、その整理されることは、諸会社が、人件費その他の管理費といふものを、その比率によつて負担をするのであるから、やはり結局同じことです。であるから、すみやかにこの整理の完了する方法はどうすればいいかということを、なお一層十分御研究になつて、すみやかに整理完了するようになります。私が望ましい、こう私は考えております。私のこの問題に対する質疑の目標、というもの、すみやかに整理を完了して、そして一体どれくらい資産内容が残るのかどうか。その数字によつて、日本經濟の復興のために役立つように持つて行かなければならぬいということが、主として私の質疑のねらいなのであります。

そこで昨日日本銀行への債権債務の関係はどうなつておるかとお伺いいたしましたが、債権債務と申したことがちよつと間違つておりましたので――たとえばこれは債権債務にはならぬだろうと思いますが、登録公債と申しますようか、いづれ朝鮮銀行もあるでございましようが、朝鮮信用金庫あるいは台湾銀行、あるいは朝鮮殖産等の資産の内容が、登録公債というものがあ

つて、これを日本銀行に保管されおるのと、私の調べたところによりますと六、七十億というような相当な金額であるようあります。台湾銀行の分はそのほかに二十億とかいうことをちよつと聞いたことがあります。が、そのほかのいろ／＼な数字を合計いたしますと、相當な金額になるだらうと思ひりますが、もしそうであれば、先ほど申し上げました整理をすみやかに完了して、今国会中にその法律によつて新しく出発する、日本經濟の復興のためにこれが役立つように持つて行くことが望ましい。けれどもそれが一体今国会中にできるのかどうか。できないとすれば国会は一休どううことになるか。また明年になるということになれば、これはたいへんな損になりますので、できるだけ早くこれを整理完了して日本經濟に役立てようということですが、私の質問のねらいでありますので、その点をお含みの上で、簡単でよろしゆうござりますから、この点に対する御説明を願いたい、こういうことになります。

ら、さつき夏壇委員が申されましたように、六十億なり七十億なりというところになります。そこで国民経済と閉鎖機関の清算との関係ですが、從来閉鎖機関に指定されたあと、その会社の持つていた資産等は、すぐ国民経済に役立てなければいけないということです。それをすぐ処分するなり何なりして動くようになります。それから現金その他につきましては、なるべく早くさしつかえないものは株主に分配いたしまして、その資金を産業方面に流すということになことに、特に留意をしておるわけであります。有体資産はそのまま産業その他に早く運用できるように、金銭その他はなるべく早く債権者に支拂い、あるいは株主に分配する等の措置によりまして、それを金融的に役立たせるというふうにして参ったわけであります。

関から第二会社をつくるよとなことを、考えたらどうかといふやうなことを、検討して參つたわけでありまして、構想だけを申し上げますと、まず資金のある閉鎖機関について、その債権者の何分の一あるいは株主の何分の一といふやうな、ある一定の人から申出があつたときは、現在の清算人が中心にならぬままにして、まず会社の整備計画というようなものをつくつてもらいます。それを認可して新しい会社を立てて行くといふやうな再建築論はないらしいなりまして、まず会社の整備計画といふやうなものをつくつてもらいます。そこで本国会議に最初提出する予定であります。会社更生法なりといふやうなものとの同一の考え方であります。そこで本国会議で、日韓会議等の結果もあまりはつきりしませんし、その交渉の経緯が相当微妙な点もありまして、そういう資金を使って、ただちに第二会社をつくるような法律案を国会に上程することは、どうかといふやうな相当強い意見もございましたので、一応今国会には御審議をお願いしないことになつたわけであります。将来その資金等の帰属が交渉の結果はつきりするような事態になりましたならば、至急にそういう法律を準備して、審議をお願いしなければならぬというふうに考えております。

も、実は私きようどうしても郷里にち
よつと帰つて行かなければなりません
ので、これに関連した法律、ボツダム
宣言の受諾に伴い発する命令に関する
件に基く連合國財産及びドイツ財産關
係諸命令の措置に関する法律案が出て
おりますが、これに関する質問をし
てよろしくうございましょうか。
○佐藤委員長 けつこうでございま
す。
○夏堀委員 外國財産を敵産管理委員
会が処理した場合に、その金は日本銀
行にあるのかどうか。そうしてこれら
の物件の件数、及びその当時処理委員
会において処理された総金額がもしお
わかりになつておれば、お知らせ願い
たいと思います。
○佐々木説明員 御説明いたします。
実は数字的な資料をきようつて参つ
ておりますが、概略的に申し上げ
ます。御質問にありましたように、開
戦直後敵産管理法が施行されまして、
敵産が売却処分にされました代金と申
しますのは、当初正金銀行の敵産管理
勘定に預入されておりました。終戦
後、正金銀行が閉鎖機関に指定される
に及びまして、この勘定はそのまま日
本銀行に移されました。現在のところ
日本銀行にその代金が入つておるとい
う形になつております。そこで日本銀
行に残つておる現在の金額でございま
すが、一億八千万程度と記憶しております
まされども、今資料のないところで
数字を申し上げて間違うと失礼でござ
りますから、調べてから御報告申し上
げます。なお敵産管理に付されました
物件は、總額においてその当時の評価
といたしまして、四億四千万といふこ

とになつております。そのうちのあるものは売られ、あるものは戦資管理人の管理に付せられたまゝ、終戦時まで来たものもあります。本日は連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案に及ぶように伺つておりますが、せんじたので、準備がはなはだ不足で申訳ございません。追つて御説明申し上げます。

○夏堀委員 敵産管理に付されました財産と申しますのは、連合国個人または連合国の法令に基きましてつくれられておりました会社、その他連合国人が株を所有して、形態は日本の法によつてつくられておる会社といふふうな財産の主体は普通の日本人とかわらないものでござりますから、持たれておる財産も、また土地、建物、株式、机、いすの動産から衣類に至るまで、いろいろのものがあるわけでござります。そのうちで戦争中戦争に役立たずために必要であると思われましたものは、売却処分が行されました。そうではありませんものは、そのまま持たれて参つたということをございます。

○夏堀委員 物件が残つておればそのまま要求に応じて返せばよろしい、こういうことになるだろうと存じますけれど、それが売却したということになりますと、その当時と現在のインフレでは金額に相当の差があると思いますので、これを評価する方法はどういうことになるのか。これは問題として研究されるであらうと思いますが、何かこのたびの行政協定の合同委員会とい

○ 佐々木説明員 戦時中敵産管理に付された財産を返せという規定は、御承知であります。ようやく、平和條約の第十五條の二項にあるわけでござります。その中味といたしましては、敵産管理人の管理に付されたまま現在に至り、敵産管理人の管理に付されておるがゆえに、連合国人が処分その他の権限を認められていないというものにつきましては、お話を通り敵産管理人を解任いたしまして、連合国人にその財産の処分権を回復させてやるといふことで十分でござりますので、あまり問題を生じておりません。敵産管理人が、管理中に日本人に売つてしまつたものにつきましては、條約の建前では、売られたものが日本国内にあります場合においては、これを追究して返せということを申しております。従いまして、たとえば石油会社の油送車が、日本人の石油の配給業者に売られておつたという場合におきましては、その行先を追究して現物を捕捉しまして、これを返しておるわけでござります。この点におきましては連合国人に元あつたものを返しておりますので、連合国人との関係におきましては、評価の問題は生じないかと思います。ただ評価の問題に關係がござりますのは、連合国人にあれば返すべきところを、それが戦災によつて焼けておつた。あるいは動産のごときものも、もう日本人が使つてしまつておつて返せないといふものにつきましては、これを代替物で返すということは條約上要求されておりません。従いましてその

かわりに、それと同じものを買うだけ
に必要な金額を補償するという建前を
つております。これは先国会において
御承認を願いました連合国財産補償
法の規定するところでござります。た
だ評価の問題としてござしますのは、
返すために取上げられた日本人につい
てどうするかということが、問題とし
てはあるのでござります。

おればその物を返す。物が残つておらなければ、それと同等なものが買えらるだけの金額を補償しろというのが、條約の規定する要求でござります。これにつきましては先ほどお話がありますように、合同委員会のようなものがあ設けられるのかといふお話でありますけれども、ヴエルサイユ條約によりましてこれと同じようなことを実行いたしました筋です。特別請求権裁判所

と思つております。連合国人はある金額を補償すべきだと要求し、日本政府においては、法律できめられたことによつて、條約において委任されておる原則に従つて計算するときには、それだけの補償をする必要はないと主張いたしまして、紛争になりましたときに、は、合同委員会のようなものにかけられることが考えられますけれども、初めから合同委員会にかけられるという

額をお示しして、お配りいたしたと思つております。返せなかつた物件を、今の物価水準でそれを買うに必要な金額を計算するとすれば幾らになるか。損害を受けたものを元に直すだけの修理費を計算すれば、幾らになるかといふような計算をしてござりますけれども、日本側の計算によれば、二百六十九億という数字になるという概算を立てておるのでござります。

〔都合〕により別冊附録に掲載
（佐藤重喜君外十七名提出、衆法）に
関する報告書
〔法律案（内閣提出）に關する報告書
（内閣提出）〕
〔法律案（内閣提出）に關する報告書
（内閣提出）〕

が、その当時と今とは大分差があるということは当然であります。前臨時国会におきましても、外國財産の補償の問題の審議の際に、先方の要求金額を下すわらないように措置しなければならない。こういうことになつておつたのであります。もしこれがこのたびの合同委員会というようなもので審査されて行くことになつた場合には、合同委員会でなくとも、そういう法律をつくつたのでありますから。そうした場合に、いわゆる委員会であれば、一方的な相当な要求のあることも覚悟しなければならない。それから委員会でなくとも、前の議会に法律としてこれにうたわれておりますので、相當上まわづかなければならぬ。それから勘定金額を補償しなければならない、ことを、前回の議論で述べました。それで、金額は、どれくらいの金額を補償しなければならない、ということになるだろうと存じます。そういう場合に、今御説明になつた牽却された物件及び金額は、どれくらいあるのでありますようか。

所というものがたしか設けられました。そこにおきまして連合国人に補償すべき金額をきめていたと思われます。しかしながら日本の場合におきましては、補償いたします場合には連合国財産補償法に定められた規定では條約の條文の書き方は、日本内閣が決定した連合国財産補償法によりまして、これを行うことになつております。その規定では條約の條文の書き方は、日本内閣が決定した連合国財産補償法に定めるよりも、不利でない條件で補償するということになつておりますけれども、先ほどお話をになりましたような、向うの請求額を下まわつてはならないということではないのでござります。補償の原則は連合国人が持つていなければならないものを、その補償を受けて買えるような金額を渡してやるということです。います。その原則に従うためには、連合国人の請求が過大であれば、査定すべきものと考えてるのでござります。なおあの法案を御審議願います際には、あの法律によつて補償すべき金額を定めますけれども、それについて異議があります場合においては、イタリアの平和條約、ドイツの平和條約の例にならいまして、あるいは各國の委員の入る混合委員会がつくられるかとしないというお話を申し上げたが

ことはないという建前になつてゐるの
でござります。
○夏堀委員 大体わかりました。だが
上まわるとか上まわらないといふよう
なことは、新しくこれからこの物件を
つくつてやらなければならぬといふ
場合には、やはり今の中ソ連の金に
よつてつくらなければならぬのである
から、内容においては同じことであ
る。こうなるだろと存じます。しか
しこれも負けた国と勝つた国であるか
らやむを得ないのでありますよ。今
の御説明で、前臨時国会で通したいわ
ゆる外国財産の補償の法律ということ
は、そう深く考えなくてよろしいよ
う御説明であつたのであります。そ
こをちよつと私は聞きもらしません
が、そうするとその法律によらないで
下まわらなどと云つたところで、やはり
下まわらない程度の内容においては、
相当な金額を持つていなければな
いという結果になるだろと思いま
す。これはちよつと無理な質問であ
かもされませんけれども、そういう金
額、そういう金額、そしてその差額額
これほどれくらいになりましょうか。

○夏堀委員 大分大きな金額になつて来ましたが、どうしたよなーには予算の措置において、適当に処理されるだろうと存じます。これはやはり向うの要求もありましようけれども、たとえば二十七年度においてどうとか、あるいは二十八年度においてどうとかいろいろなことは、これは向うの要求によつて決定するものであります。日本政府の考え方によつて決定するものでありますようが。ありますよ。

○佐々木説明員 補償法のうちには固定を一條入れまして、一會計年度にたける補償金額の支拂い総額は、百億の越えないということに書いてございま

す。

○夏堀委員 わかりました。これで質問を打切ります。

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十八日午前十時から開きたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所